

鳥取県動物愛護管理推進計画(第3次)案についてご意見をお寄せください

応募期限 令和3年1月4日

動物の愛護及び管理に関する法律等が改正されたこと並びに本県の動物を取り巻く状況の変化を踏まえ、鳥取県動物愛護管理推進計画の見直しを行うこととしています。この計画改定案について、県民の皆様のご意見をお寄せください。

- ◇計画の期間 令和3年度から令和12年度の10年間
- ◇計画の目的 人と動物との調和のとれた共生社会を実現するための具体的な計画として定め、致死処分ゼロを究極の目標とする施策を展開していきます。
- ◇第3次計画案のポイント

ポイント1 本県の動物愛護管理の現状と課題を整理(前計画の検証)

現 状	○犬猫の収容(引取り)・譲渡・処分の頭数は、前計画の数値目標を達成しました			
		収容・引取り頭数	返還・譲渡率	致死処分頭数
	犬	161頭(300頭以下)	91%(65%以上)	4頭(100頭以下)
猫	441頭(900頭以下)	52%(10%以上)	192頭(800頭以下)	
(注)表の数値は平成30年度実績。括弧内の数値は前計画の平成30年度目標値				
課 題	○県に収容される動物の約7割を猫(特に飼い主不明の子猫)が占めています			
	○犬の狂犬病予防注射の接種率は、近年74%前後で推移しています			
	○猫に関する苦情等の通報が年々増加傾向にあります(令和元年度1,228件)			
	○飼い主への普及啓発(終生飼養、繁殖制限措置の実施、逸走防止、所有明示)			
○飼い主不明の猫の収容頭数削減に向けた、猫の繁殖制限対策の推進				
○返還・譲渡促進による致死処分頭数の更なる削減				
○狂犬病予防注射の接種率向上 など				

ポイント2 全体構成の見直し

基本方針1 動物愛護の推進

- 1 動物愛護精神の普及啓発
- 2 動物の収容・引取り数削減への取組み
- 3 動物の返還・譲渡促進の取組み
- ★4 周辺的生活環境の保全

基本方針2 動物の適正飼養の推進

- 5 動物の適正飼養の指導・啓発
- 6 動物取扱業者の監視指導
- 7 実験動物及び産業動物の適正な取扱の推進

前計画の2つの基本方針・7の具体的施策から、4つの基本方針・11の具体的施策に見直します。

★:第3次計画で新たに追加することを検討している基本方針と具体的施策

★ 基本方針3 県民と動物の安全確保

- ★8 人と動物の共通感染症対策
- 9 災害対策

★ 基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

- ★10 関係機関等との連携・協働
- 11 計画の推進

ポイント3 新たな数値目標の設定(9指標)

※⑥～⑨は、第3次計画で新たに追加することを検討している指標です。

- | | | | |
|--------------------------|-----------------|--------------------------------|----------|
| ① 動物愛護・動物適正飼養に関する講習会開催回数 | 年10回以上 | ⑥ 狂犬病予防注射接種率 | 90%以上 |
| ② 特定動物飼養者・動物取扱業者の立入検査 | 年1回以上 | ⑦ 支援事業を活用した飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施頭数 | 1,200頭以上 |
| ③ 犬猫の収容・引取り数 | 犬100頭以下、猫200頭以下 | ⑧ 地域猫活動の支援事業を実施する市町村数 | 全市町村 |
| ④ 犬猫の返還・譲渡率 | 犬90%以上、猫70%以上 | ⑨ 動物愛護推進員の委嘱人数 | 40人 |
| ⑤ 犬猫の致死処分数 | ゼロ | | |

(注)第3次計画の最終年度(令和12年度)の目標値を記載しています。

